

都市生活ゴミの管理方法

中華人民共和国建設部令 第 27 号

『都市の生活ゴミの管理方法』は、1993 年 7 月 21 日、第 6 回建設部事務委員会で可決されたので、ここに公布し、1993 年 9 月 1 日より施行する。

1993 年 8 月 10 日

都市の生活ゴミの管理方法

第 1 条 都市の生活ゴミおよび管理を強化し、都市の外観および環境衛生を改善するために、『都市の外観および環境衛生の管理に関する条例』に基づき本方法を制定する。

第 2 条 本方法で述べる都市の生活ゴミとは、都市内の機関や住民が日常生活および生活上のサービスで生じる廃棄物、および建築施工活動中に生じるゴミを指す。

第 3 条 国は都市の生活ゴミのリサイクルの発展を奨励する。都市の生活ゴミは分類収集、運搬及び処理を徐々に実施し、都市の生活ゴミ処理の無害化、資源化及び減量化を徐々に実施して総合利用を行なう。

第 4 条 国務院の建設行政主管部門は全国の都市の生活ゴミに対する監督管理の責任を負う。

省、自治区、直轄市の人民政府の建設行政主管部門は本行政区域の都市生活ゴミ管理の責任を負う。

都市の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部門は本行政区域内の都市の生活ゴミに対する監督管理の責任を負う。

第 5 条 都市の外観環境衛生行政主管部門は必ず本地域の発展計画に基づき、設計、計画、環境保護、衛生行政主管部門と共同で都市の生活ゴミ処理計画を制定し、組織的に実施すること。

第 6 条 都市の生活ゴミ処理場の計画、建設および管理は、必ず国の関係法律、法規の規定および基準に基づき実施すること。

第 7 条 都市の生活ゴミの経営性質を有する清掃、収集、運搬、処理サービスに従事する機関および個人は、必ず都市の外観環境衛生行政主管部門の申請許可を経た後、経営を行なうこと。

第 8 条 都市は『都市の環境衛生施設設置基準』に基づき、ゴミ箱（缶）、中継センターなどの施設を設置すること。それぞれの機関内部における上述設備の建設および管理については各機関が責任を負うこと。都市の外観環境生活行政主管部門は監督検査を行なうこと。

第 9 条 都市の住民は現地が規定する地点、時間およびその他の要求に基づき、生活ゴミをゴミ容器あるいは指定した生活ゴミ場に捨てること。

都市の生活ゴミを分類し、袋に入れて収集する地域は、現地の規定する分類要求に基づき、生活ゴミを相応のゴミ袋に入れてゴミ容器に捨てるかあるいは指定した生活ゴミ場に捨てること。

中古家具などの粗大廃棄物は規定した時間に指定した収集場所へ捨てなければならない、むやみに捨ててはならない。

都市内のすべての機関および住民は環境衛生を維持し、現地の関係規定を遵守しなければならない、むやみにゴミを捨てたり、落としたりしてはならない。

第 10 条 生じた生活ゴミを機関が処理する場合、必ず都市外観環境衛生行政主管部門に申請し、許可に基づき指定された地点で保管、処理をしなければならない、勝手に捨ててはならない。運搬や処理手段を持たない場合、都市の外観環境衛生管理機関に運搬や処理を委託することができる。

機関および個人は有害廃棄物を生活ゴミに混ぜてはならない。

第 11 条 都市の生活ゴミの経営性質を有する収集、運搬サービスに従事するすべての機関および個人は、必ず生活ゴミを都市の外観環境衛生行政主管部門が指定する生活ゴミ中継センター、処理センターへ運ばなければならない、勝手に捨ててはならない。

第 12 条 生活ゴミを保管する設備、容器は完全な状態を維持し、外観およびその周辺環境は清潔にかた

づいていなければならない。都市外観環境衛生行政主管部門の許可を得なければ、すべての機関および個人は勝手に移動、撤去、封鎖および破壊してはならない。

第 13 条 生活ゴミの運搬車両は必ず密封されていなければならない。常に洗浄して、清潔、衛生および完全な状態を維持していなければならない。都市の生活ゴミを運搬中に飛び散らせたり、ばら撒いたり、落としたりしてはならない。

第 14 条 国は都市の生活ゴミの清掃、収集、運搬および処理に関するサービスに対して料金徴収制度を実施する。都市の外観環境衛生行政主管部門は生活ゴミを清掃、収集、運搬および処理する機関や個人にサービス料の徴収を委託するとともに、徐々に住民に生活ゴミの管理費用を徴収するようにする。都市の生活ゴミに関するサービス料の管理方法は、省、自治区、直轄市の人民政府が定める。徴収した料金は都市の生活ゴミ処理施設のメンテナンスおよび建設に当てる。

第 15 条 各クラスの都市の外観環境衛生行政主管部門は国の労働保護の要求に基づき、関係部門と共同で、環境衛生職員の作業条件および労働強度の軽減を行なうよう改善し、措置を採って、環境衛生職員の給料および福利厚生を徐々に引き上げるようにすること。環境衛生職員に対しては、環境衛生保険業務および技術の育成を行なうこと。

第 16 条 すべての機関および個人は都市の生活ゴミの管理方法を遵守する義務を有し、本方法に違反する行為に対して、制止、告発および告訴を行なう権利を有する。

第 17 条 都市の外観環境衛生行政主管部門は都市の生活ゴミ処理業務において、顕著な成績を修めた機関および個人に対して、表彰あるいは奨励を与えること。

第 18 条 本方法に違反し、以下の 1 つを行なった場合、都市の外観環境衛生行政主管部門あるいはその他が委託した都市外観環境衛生管理機関がそれぞれ警告および期間を定めた改正を命令し、経済損失の賠償をさせるとともに罰金を課す。

(1) 都市の外観環境衛生行政主管部門の許可を得ずに、都市の生活ゴミの経営性質を有する清掃、収集、運搬、処理などのサービスを行なった場合。

(2) 有害廃棄物を生活ゴミの中に混ぜた場合。

(3) 現地が規定した地点、時間およびその他の要求に基づかず、勝手にゴミを捨てた場合。

(4) ゴミを保管する設備、容器の周辺環境の衛生整頓に影響を与えた場合。

(5) ゴミの収集容器、処理設備を勝手に撤去、破壊した場合。

(6) ゴミの運搬車両が密閉されておらず、道中飛び散らせたり、ばら撒いたり、落としたりした場合。

第 19 条 本方法に違反し、同時に治安管理处罰規定に違反した場合、公安機関が『中華人民共和国治安管理处罰条例』の規定に基づき処罰し、犯罪が成立する場合には、司法機関が法に基づき刑事責任を追究する。

第 20 条 当事者が行政処罰の決定を不服とする場合、『中華人民共和国行政訴訟法』および『中華人民共和国行政再審議条例』の関係規定に基づき、行政の再審議の申請をするかあるいは提訴することができる。当事者が期間内に再審議の申請もせずあるいは人民裁判所への起訴も行なわず、または処罰の決定も履行しない場合、処罰決定機関が人民裁判所に強制執行を申請するかあるいは法に基づいた強制執行を行なうことができる。

第 21 条 町制を制定していない都市型工業・鉱業居住地域は本方法を参考に実施してもよい。

第 22 条 都市の生活ゴミの管理業務で、環境保護および衛生面に関する業務を行なう場合は、環境保護および衛生管理の関係法律、法規に基づき実施すること。

第 23 条 省、自治区、直轄市の人民政府の建設行政主管部門は本方法に基づき実施細則を制定することができる。建設部が解釈の責任を負う。

第 24 条 本方法は建設部が解釈の責任を負う。

第 25 条 本方法は 1993 年 9 月 1 日より施行する。